

告示

埼玉県告示第千二百四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

前小屋・二ツ小屋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百六十三号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器